

みんなで支える介護保険

65歳以上の方の介護保険料について

介護保険制度では3年に1度制度の見直しが行われ、このたび市では、平成30年度から同32年度までの新しい介護保険事業計画を策定しました。これにより、4月からの65歳以上の方の介護保険料の詳細が決まりましたのでお知らせします。

介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。



■要介護（要支援）認定者の状況

砂川市における65歳以上の高齢者数は、平成30年1月末現在で6,467人、高齢化率は37.27%で、そのうち要介護（要支援）認定者は、1,212人となっています。

今後、さらに高齢化が進む中、認定者も年々増加すると予測され、平成32年度には1,317人が認定を受けると推計されています。【表1】

これに伴い、標準給付費（介護サービスに必要な額のうち利用者負担分を除いた額）も増加すると推計しています。【図1】

図1 要介護（要支援）認定者数と標準給付費の推計

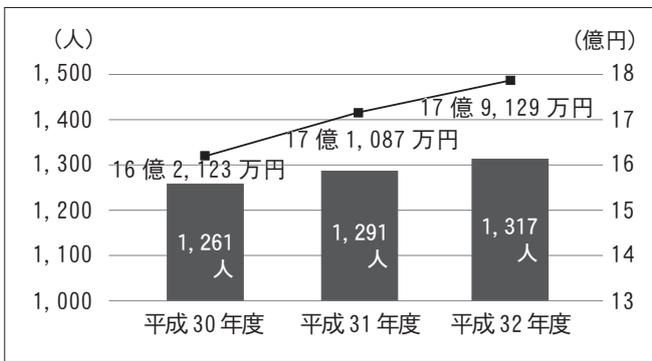


表1 要介護（要支援）認定者数の現状と推計 (単位：人)

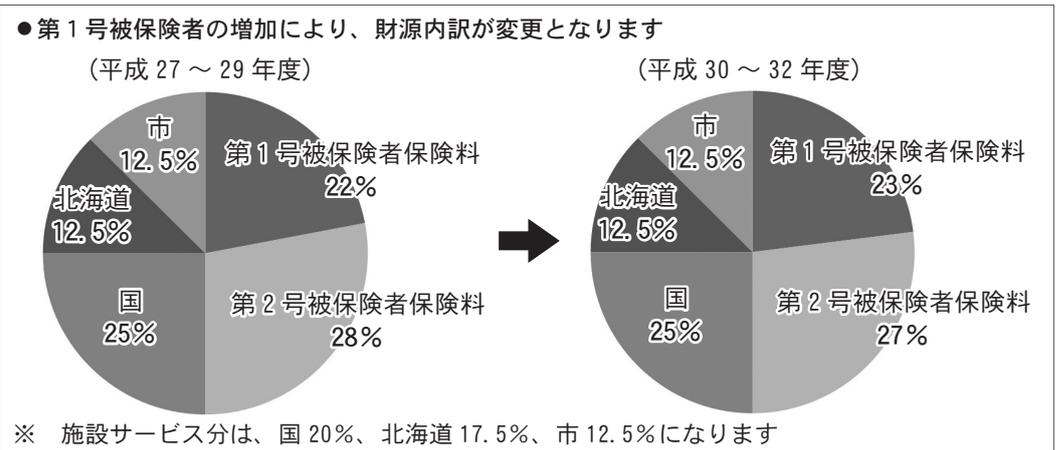
	平成30年 1月末日(実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援1	275	273	277	279
要支援2	124	112	114	117
要介護1	294	294	301	307
要介護2	173	188	194	198
要介護3	159	190	196	203
要介護4	107	107	109	110
要介護5	80	97	100	103
計	1,212	1,261	1,291	1,317

■介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、介護サービスの利用者が負担する分（かけた費用の1割または2割）を除き、半分は40歳以上の被保険者に納付している。ただ、保険料、残りの半分は国・北海道・市の公費でまかなわれています。

平成30年度から同32年度までの被保険者に納付していた保険料の標準給付費に対する財源内訳は、65歳以上の方（第1号被保険者）は23%、40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）は27%になり

図2 介護保険の財源内訳（居宅サービス分）



※ 第2号被保険者の保険料については、加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と一括して納めていただきます

表2 保険料段階

段階	平成27～同29年度	平成30～同32年度		
	保険料	対象者	保険料	平成30年度 保険料年額
第1段階	基準額 × 0.45	→ 生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.50 (※1)	24,800円
			<u>基準額 × 0.45 (※2)</u>	
			基準額 × 0.30 (※3)	
第2段階	基準額 × 0.63	→ 市民税非課税世帯で、合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 × 0.75 (※1)	34,700円
			<u>基準額 × 0.63 (※4)</u>	
			基準額 × 0.50 (※3)	
第3段階	基準額 × 0.75	→ 市民税非課税世帯で、第2段階以外の方	<u>基準額 × 0.75</u>	41,400円
			基準額 × 0.70 (※3)	
第4段階	基準額 × 0.90	→ 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.90	49,600円
第5段階	基準額	→ 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方	基準額	55,200円
第6段階	基準額 × 1.20	→ 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	66,200円
第7段階	基準額 × 1.30	→ 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	71,700円
第8段階	基準額 × 1.50	→ 本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	82,800円
第9段階	基準額 × 1.70	→ 本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.70	93,800円

※1 標準保険料率による保険料

※2 平成30年度の公費軽減による保険料

※3 公費軽減完全実施以降の保険料

※4 平成30年度の市独自の保険料

● 公費軽減が予定どおり行われなかった場合、負担割合が変動する場合があります

■ 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険料は、標準給付費等をもとに、平成30年度から同32年度までの第1号被保険者の保険料収納必要総額を算出し、所得段階別の加入者割合を考慮の上、保険料基準額を決定します。

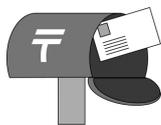
市では、介護給付費準備基金を取り崩すなど保険料額の抑制に努め、平成30年度から同32年度までの保険料基準額は月額4,600円(平成29年度までと同額)に据え置きます。

また、「第2段階」の標準保険料率は「0.75」ですが、低所得者層の負担増を避けるため、市独自の対策として、国の公費軽減が行われるまでの間、保険料率「0.63」を据え置きます。【表2】

詳しい通知書は7月上旬に発送します

65歳以上の方の平成30年度の保険料に関する通知書は、7月上旬に個別にお送りします。

決定した保険料額や納め方などの詳細は、こちらの通知書で確認してください。



【詳細】

介護保険全般のこと 介護保険係⑤ 2 1 2 1
 介護保険料のこと 市民税係④ 2 1 2 1